

# 原子力事故の賠償の備えに関する 負担の在り方について

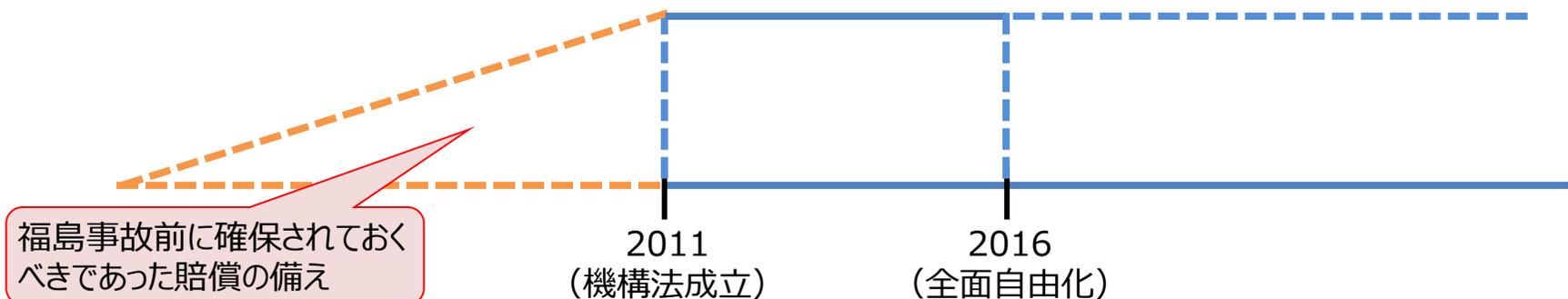
平成28年11月29日

資源エネルギー庁

# 賠償の備え(原賠機構に基づく一般負担金)の負担の在り方

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に支払っている（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは福島第一原発事故以前から確保されておくべきであったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用を料金原価に算入する事もできなかった。
- したがって、理論上は、過去においてこれらの費用が含まれないより安価な電気を利用した需要家に対し、遡って負担を求めることが適当と考えられる。
- しかしながら、現時点で対象となる過去の需要家を特定し、負担を求めることは現実的でない中、自由化が進展する環境下において、受益者間の公平性等の観点から、福島事故前に確保されておくべきであった賠償の備え（＝「過去分」）の負担の在り方についてどのように考えるか。

## 「過去分」のイメージ



# (参考) 原子力損害賠償制度の概要

- 我が国の原子力損害賠償制度は、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）と原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（原賠機構法）の2つから成り、前者が1,200億円までカバーし、後者がそれ以上の部分をカバーする二階建ての構造。
- 1961年制定の原賠法は、原子力事業者が原子炉を運転するに当たり、原子力事故が生じた場合の損害を賠償するための措置を講じることを義務付けることにより、あらかじめ原子力事故の賠償に備えるもの。
- 一方、2011年に制定された原賠機構法は、福島第一原発事故を踏まえ、賠償の円滑な実施及び将来の原子力事故への備える観点から、原賠法第16条に基づく国の措置を具体化し、原賠法の賠償措置額（最大1,200億円）を超える損害に対応している。

## 制度のイメージ

損害額

原子力事業者による負担

[ + 必要と認めるときは政府が援助 (第16条) ]

⇒原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助

事業者の免責



政府の措置

賠償措置額

最大で1,200億円

責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

政府補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

事故原因

一般的な事故

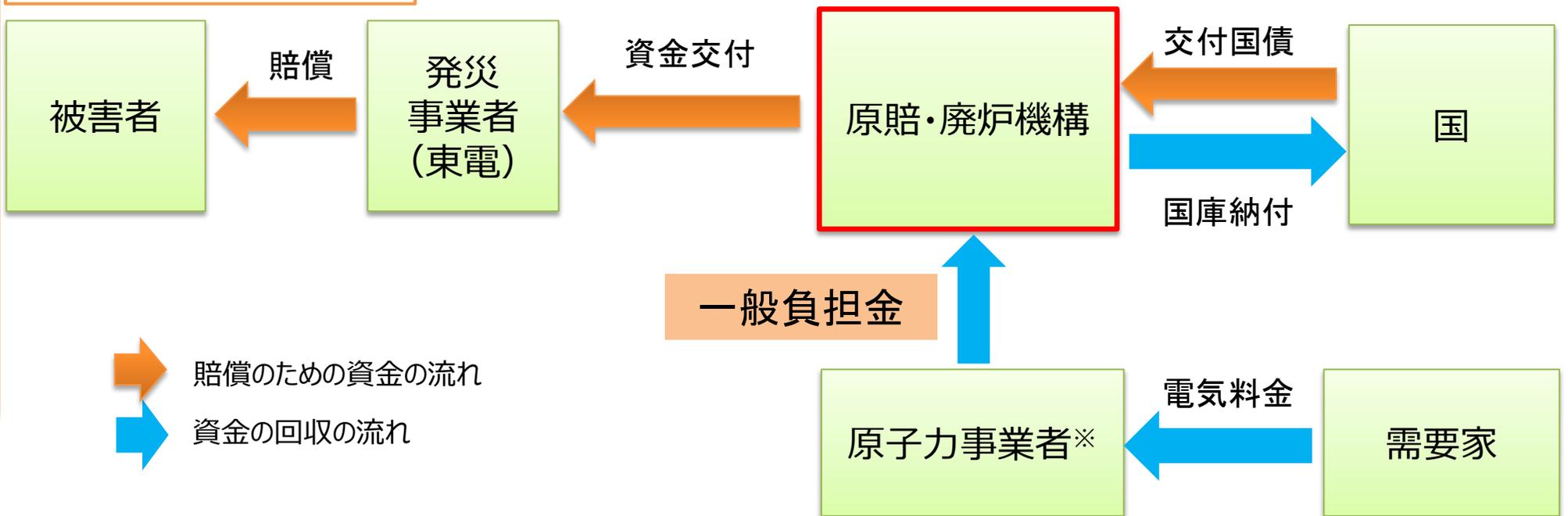
地震、噴火、津波

異常に巨大な天災地変、  
社会的動乱

# 原賠機構法に基づく一般負担金

- 一般負担金の額は、以下を基準にして、毎年度、原賠・廃炉機構が主務大臣の認可を得て定めている（2015年度：1,630億円）。
  - ・機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
  - ・各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業者の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

## 資金の流れ(イメージ)



# (参考) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 関連条文

(負担金の額)

**第三十九条** 前条第一項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額（機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額（第五十二条第一項に規定する特別負担金額を除く。）の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に負担金率（一般負担金年度総額に対する各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て各原子力事業者ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

- 2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。
  - 一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
  - 二 各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。
- 3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。
- 4 機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 5 主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
- 6 機構は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額又は負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。
- 7 主務大臣は、機構の業務の実施の状況、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、一般負担金年度総額又は負担金率の変更をすべきことを命ずることができる。

# (参考) 一般負担金額の内訳

(百万円)

## 一般負担金総額の内訳

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	負担金率 (%)	小売料金原価算入
北海道電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
東北電力	5,355	6,247	10,709	10,709	10,709	6.6	2013年度～
東京電力	28,370	38,820	56,740	56,740	56,740	34.8	2012年度～
中部電力	6,210	7,245	12,421	12,421	12,421	7.6	2014年度～
北陸電力	3,032	3,537	6,064	6,064	6,064	3.7	-
関西電力	15,762	18,389	31,524	31,524	31,524	19.3	2013年度～
中国電力	2,095	2,444	4,189	4,189	4,189	2.6	-
四国電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
九州電力	8,460	9,870	16,919	16,919	16,919	10.4	2013年度～
日本原子力発電	4,262	4,973	8,525	8,525	8,525	5.2	(各電力会社の 電気料金の内数)
日本原燃	1,434	1,673	2,869	2,869	2,869	1.8	
合計	81,500	100,804	163,000	163,000	163,000		

# (参考) 第3回WG (11/2) における議論

## 松村委員

もし過去分で全ての系統利用者に負担させるというウルトラCをやるんだったら、今の負担も適正かどうかというのは、何らかの形で見てもらいたいという気があります。(略) 負担というのに関して、賠償金が賄えるだけ全額やるということではなくて、経営の状況も考えるということはちゃんと書かれており、その上で、ぎりぎりの金額を取っているということだと思いますので、今までおかしいことをしていたとは思わないんですけども、(略) 今の一般負担金が本当に適切だと納得した後でない、過去分を託送で負担するというウルトラCを消費者が認めるかどうか、公平感ということから考えると、そちらもちゃんとどこかで議論しなければいけないのではないかと私は思います。

## 圓尾委員

まず過去分といったときに、過去分って、どう計算してどのぐらいになるんだろうというのが全然わからないんですよ。一般負担金も800億から始まって、今、1,600億ぐらいで安定しているわけですけども、では1,600億掛ける40年ぐらいのイメージなのかとか、要するに今、1,600億になっている根拠もいま一つわかるようでわからないので、過去分って、一体どう考えて算出するものかというのをわからないと、議論のスタートラインに立てないかなと思っています。

## 村松委員

一般負担金の金額がどうやって決まってくるのか、これは平成27年度の実績が幾らというのは、今回の資料の中にもございますけれども、こういった形で決まってくるのか、そこに対して広く原発事業者全てから拠出していただくということについて、この福島の問題に関してだけではなくて、これから発生するであろう、発生するかもしれない原発事故に備えて、これをためているという話であれば、経営責任云々という話は、今の時点ではないと思いますし、(略) ちょっとこの辺も整理いただければいいかなと思いました。

## 永田委員 (意見書より抜粋)

過去分の負担について、負担の公平性の議論は、電力自由化が進展する環境下において整理が必要な事項と理解している。世代間公平を担保する手段としてはバックエンド過去分が参考になると考えられるが、「原子力事業開始時から確保されるべきであった費用」の金額算定は慎重に行われることが必要である。また、これに関連して、原子力事業者は、原子力損害賠償法に基づく政府補償では対応できないような巨額の賠償に万全を期すため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づいて一般負担金を拠出しているものと理解しているが、今回の議論が現状の一般負担金の性格を変化させるものではないという理解で良いかを改めて確認したい。

# 「過去分」の負担の在り方（総論）

- 福島第一原発事故前に確保されておくべきであった賠償の備え（＝「過去分」）について、自由化が進展する環境下において、受益者間の公平性や競争中立性の観点から負担の在り方を考えるに際しては、以下の点を検討する必要があるのではないか。

※具体的な金額の規模感等を踏まえた検討は、次回以降に行う予定。

## 論点① 広く需要家の負担とするか

自由化が進展する環境下において、原子力事業者の需要家のみが負担することとするか、原子力事業者の需要家に限らず、広く需要家の負担とするか。

## 論点② 託送料金制度の仕組みを利用するか

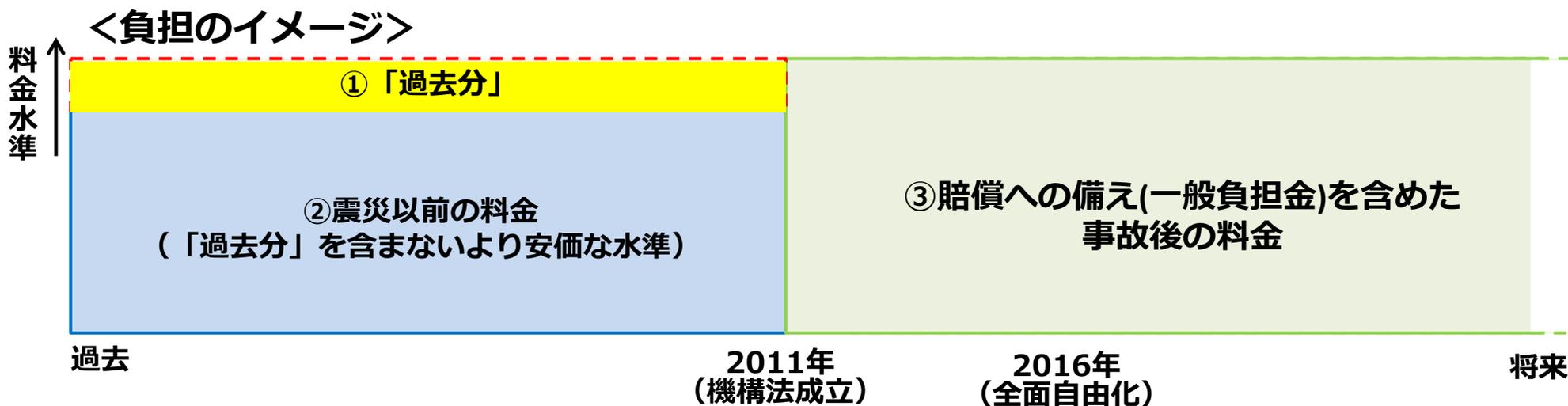
税や賦課金等の仕組みと、託送料金制度の仕組みのどちらを利用するか。

## 論点③ 自由化との関係

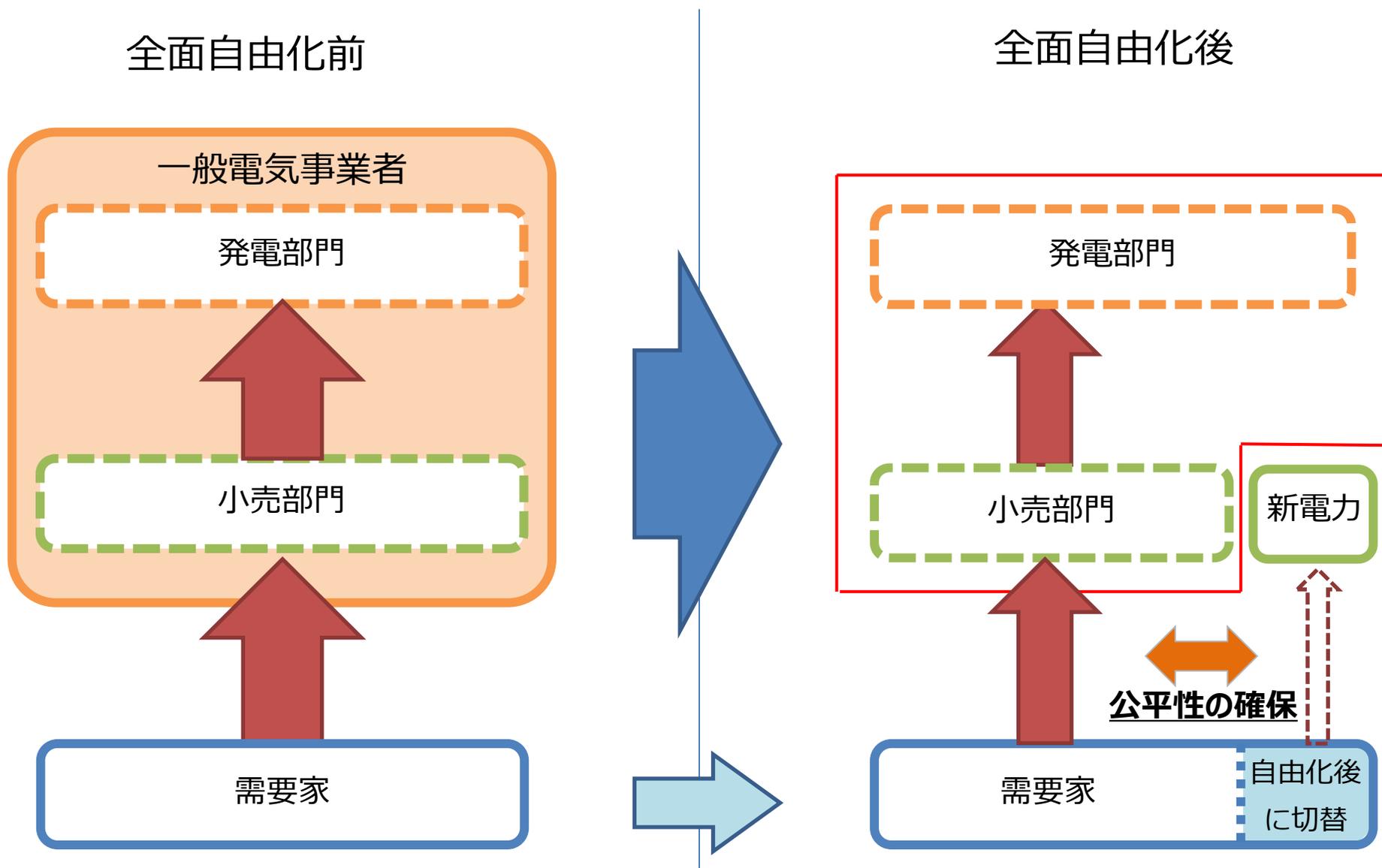
全ての小売事業者に対して同一の料金が課される託送料金制度の仕組みを利用することとした場合、消費者の選択可能性についてどのように考えるか。

## 論点① 広く需要家の負担とするか

- 原賠機構法は、原子力事業を開始した当時から措置されておくべきであったものであり、本来であれば、福島第一原発事故が発生した時点で、一定額の賠償への備え（一般負担金）が確保（積立て）されているべきであった。しかし、実際には、措置は講じられておらず、予め資金が確保されていなかった（「過去分」：下図①）。
- その結果、「過去分」を負担していない当時の電気の全需要家は、より安価な電気（下図②）を享受していた一方、自由化以後は、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家と、新電力へ切り替えた需要家との間で負担に格差が生じている。
- このような需要家間の負担差を解消し、公平性を確保するとともに、福島復興という観点からも、国民全体で公平に負担することが妥当でないか。



# (参考) 全面自由化による費用負担者の変化



※機構法制定前は全ての需要家が等しく受容したという事実に変化なし。

# (参考) 自由化部門の拡大 (2000年～)

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化。2005年以降、市場全体の約6割が自由化され、需要家は電力会社を自由に選択できるようになった。
- また、本年4月からは、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになっている。

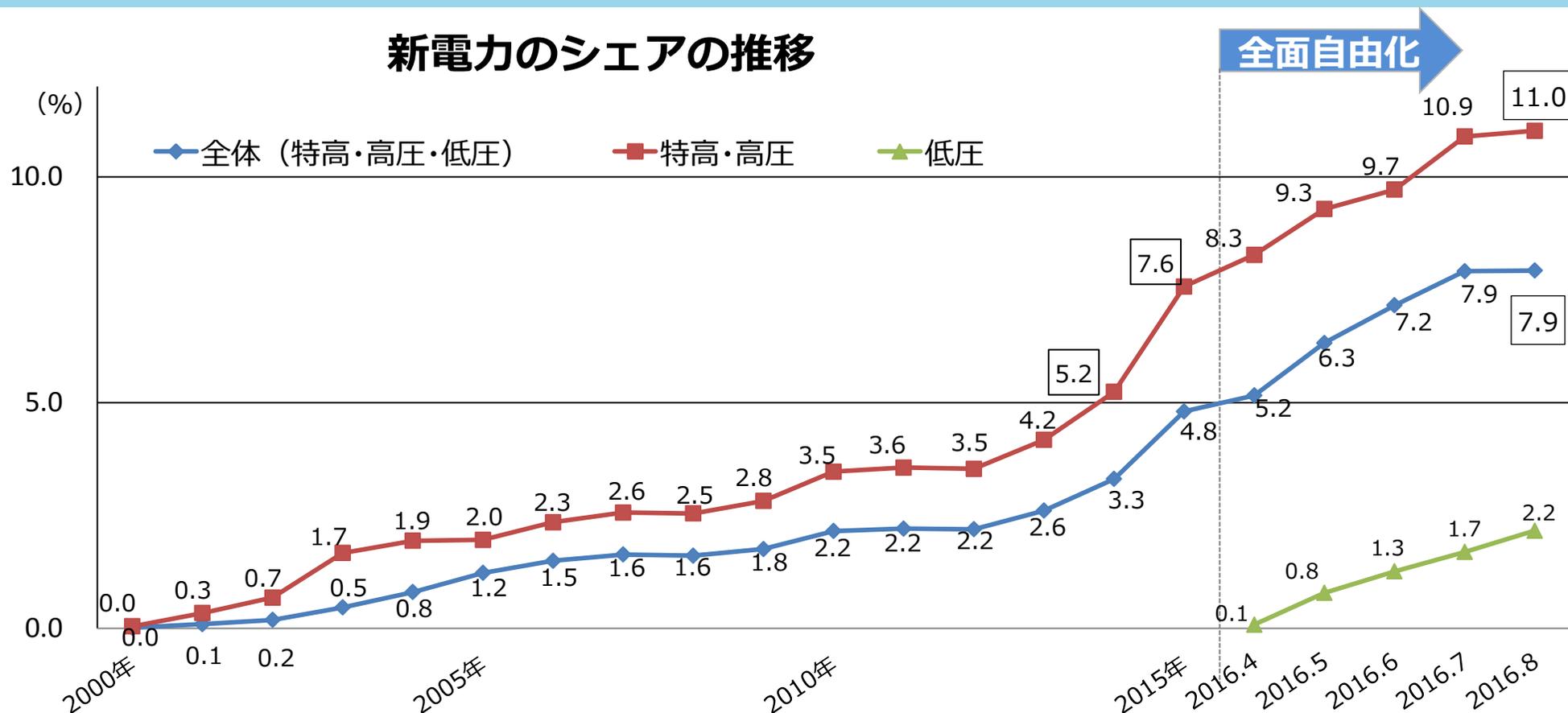


(注) 需要家保護のため、経過措置として、少なくとも2020年まで料金規制を残す (需要家は規制料金も選択可能)

# (参考) 新電力のシェアの推移

- 2000年の部分自由化以降、新電力のシェアは3～4%程度にとどまっていたが、2014年度に初めて5%を超え、2015年度には約8%となった。
- 4月の小売全面自由化以降、既自由化分野における新電力のシェアは引き続き上昇し、8月には11%となっており、新たに自由化された低圧分野と合わせると、販売電力量に占める新電力のシェアは全体の約8%となっている。

## 新電力のシェアの推移



## 論点② 託送料金制度の仕組みを利用するか

- 小売自由化により需要家が電力の供給者を自由に選択できるようになる中で、広く需要家に負担を求める方法としては、大別すると、税や賦課金と、託送料金の2つがある。
- このうち、税や賦課金は、全国全ての需要家に対し、均等に負担を課すことに特徴がある。これに対し、託送料金は、同一の供給区域内では均等の負担である一方、供給区域ごとに異なる負担額となる点に特徴がある。
- 現状、一般負担金は小売料金に含まれ、供給区域ごとに異なる水準となっていることを踏まえると、福島第一原発事故前に確保しておくべきであった賠償の備え（＝「過去分」）について広く需要家の負担を求める場合にも、引き続き電気料金（託送料金）の仕組みを利用して費用を回収することが妥当でないか。

### <広く需要家の負担を求める方法>

類型	税、賦課金等	託送料金
負担主体	すべての送配電／小売電気事業者	すべての小売電気事業者
最終負担者	全国すべての需要家	特定の供給区域内のすべての需要家
負担額の水準	全国同一	供給区域内で同一
負担額の決定主体	国	国 (事業者が申請)
制度運用コスト	高い(費用調整等)	低い

## (参考) 前回WGでの議論

(永田委員) 1点だけ、どのように負担すべきかという、負担方法のところでございますけれども、例えば、託送料金で負担するとしたら、負担をする主体が、そもそもその負担をすべき目的があるのかと、例えば、事業目的とか営業目的とか、そういうことから照らして、そういう目的があるかというのをきちんと定義、確認しないといけないと。(略) 今回はこういった全体感の整理で結構ですけれども、細かくその費用の性格に照らして妥当かどうかということは、別途詳細な検討を、それから、あわせて言わずもがなですけれども、その金額の妥当性もその目的性と絡んでくる議論になってくると思いますので、そのあたりは私としては、留意すべき事項だというふうに考えております。

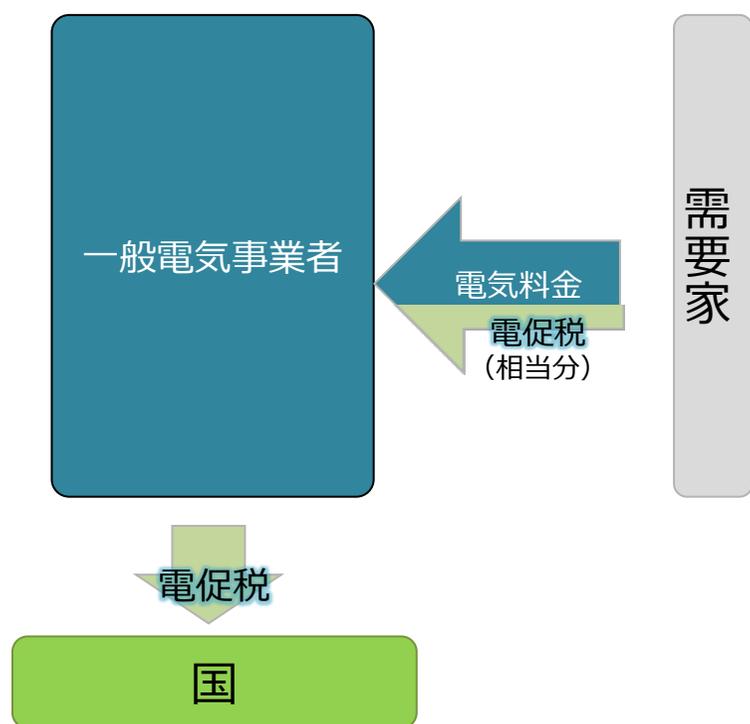
(秋池委員) どのように負担すべきかということなんですけれども、税なのか託送料金なのかというところですが、やはり税の難しさというのは、全国で一律になってしまうという部分のこの負担感の難しさが出てくるのかなというふうに思っております、託送料金というのは一つの案なのではないかというふうに捉えております。

(村松委員) 方法については、今回、託送か税かということでお話がありましたけれども、1つ項目として入っていないのかなと思ったのは、方法を考えるときに、比較的シンプルな構造にしたほうがいだろうと。仕組みをつくるにしても、間接コストというのがどうしてもかかってしまいますので、新しく広く集めて、また再配分する仕組みというのは、それなりにコストがかかるものだと思います。ここも、そんな大した金額じゃないよというふうにおっしゃる方もいるかもしれませんが、ちりも積もればという話もございますので、間接コストはどれぐらいかかるんだということも考えるべきではないかなというふうに思いました。

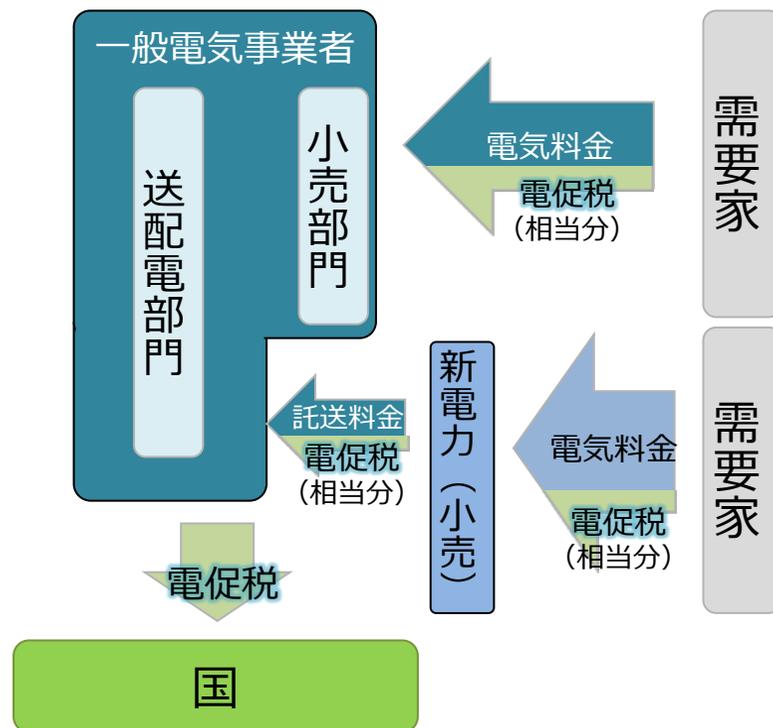
## (参考) 電源開発促進税 (1974年創設)

- 電源開発促進税は、原子力・水力・地熱等の設置促進・運転円滑化のための財政措置を講じるため、一般送配電事業者の販売電気に課されており、一般送配電事業者が納税義務を負っている。(税率：0.375円/kWh)
- 全需要家が公平に負担すべき費用であることから、2000年の部分自由化に際しては、託送料金原価に含めて旧一般電気事業者が回収し、納税することとなった。

自由化前 (～2000年)

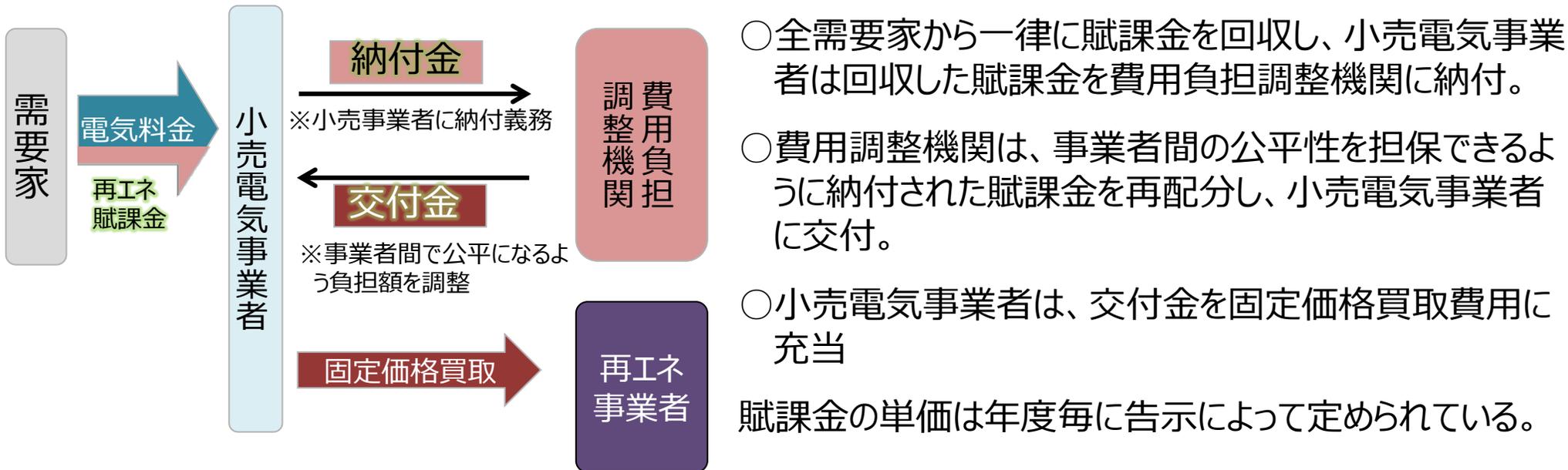


部分自由化 (2000年～)



## (参考) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (2012年制度開始)

- 再エネ賦課金は、再生可能エネルギーの普及促進のため、小売電気料金を通じてすべての電気の需要家から回収されている。
- 具体的には、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎年度定められる全国一律の単価に基づき、使用電力量に応じた額を小売電気事業者が需要家から回収している(2016年度単価：2.25円/kWh)。

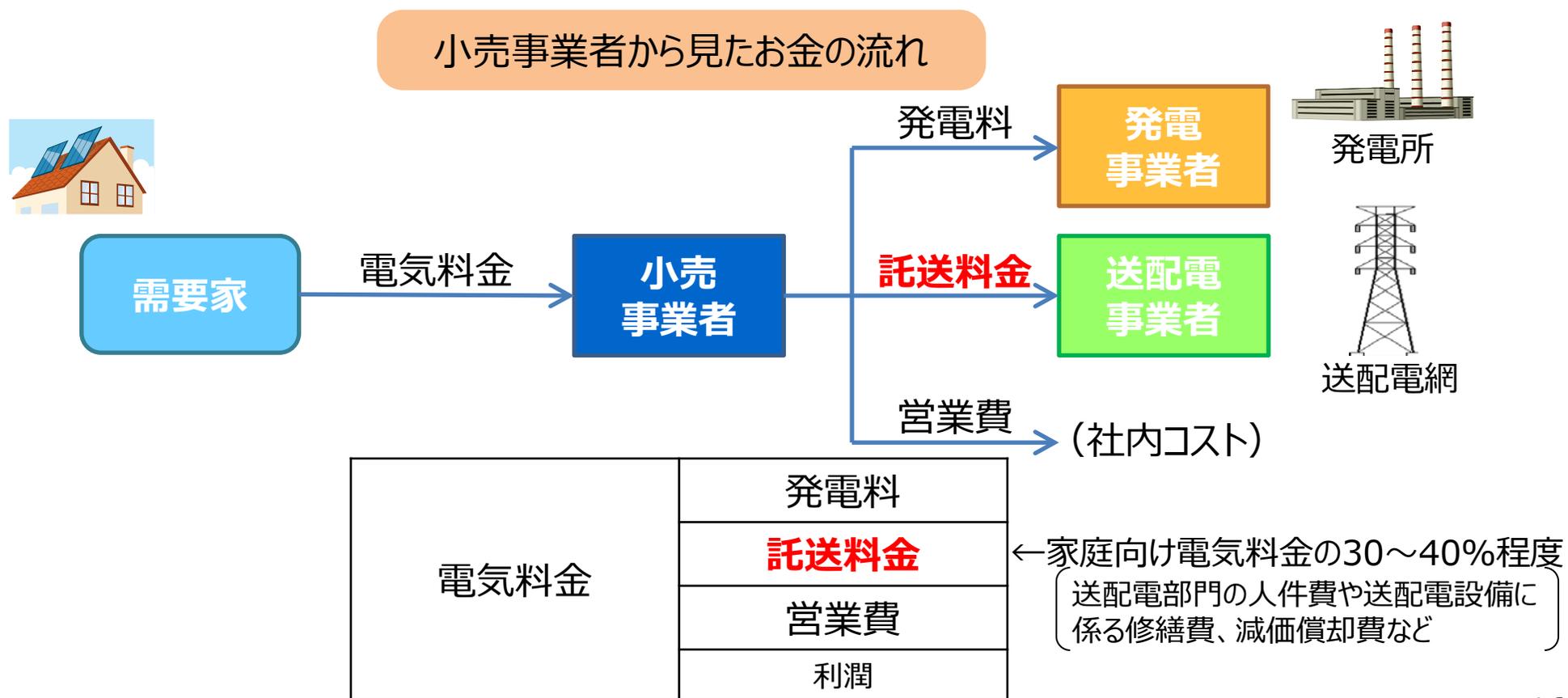


<参考> 買取制度小委員会報告書「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」(2011年2月18日) 抜粋

(前略) **確実に買取費用を回収することが必要であり**、このためには、例えば、電気事業者に買取費用を回収するための請求権を付与するとともに、規制小売分野については、供給約款に、買取費用の負担を「再生可能エネルギー促進付加金(以下「サーチャージ」という。)」として、電気事業法における「料金その他の供給条件」の一部として位置付けることが適当である。**また、電力小売自由化分野におけるサーチャージについても、電気の供給の対価を構成する要素として、電気の本体料金と一体的なものとして位置付け、規制小売分野と同様の取扱いを確保していくことが必要不可欠**である。

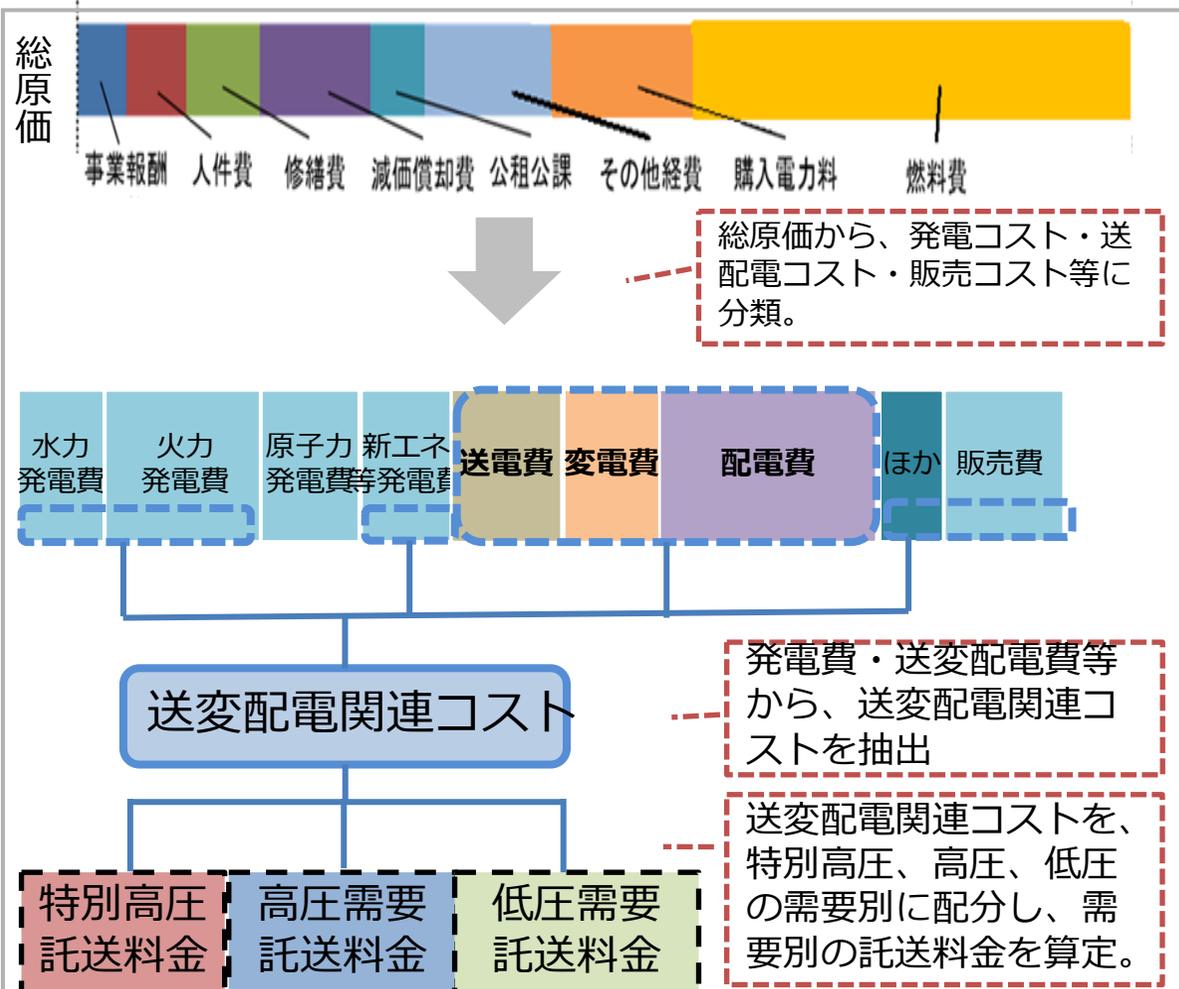
# (参考) 託送料金制度

- 小売事業者は、需要家から電気料金を受け取る一方、発電事業者に「電気をつくる」ための費用（発電料）を、送配電事業者に「電気を運ぶ」ための費用（託送料金）を払い、残りを「電気を売る」ための費用（営業費）と利潤に充てている。
- 託送料金は、一般送配電事業者が法令に基づき算定し、経済産業大臣の認可により設定される。



# (参考) 託送料金の算定方法

- 託送料金の算定に当たっては、まず、一般送配電事業者の総原価を発電費、送変配電費、販売費等に分類し、送変配電関連コストを抽出する。
- 送変配電関連コストを、特別高圧、高圧、低圧の需要別の費用に配分し、各需要別の託送料金を算定する。



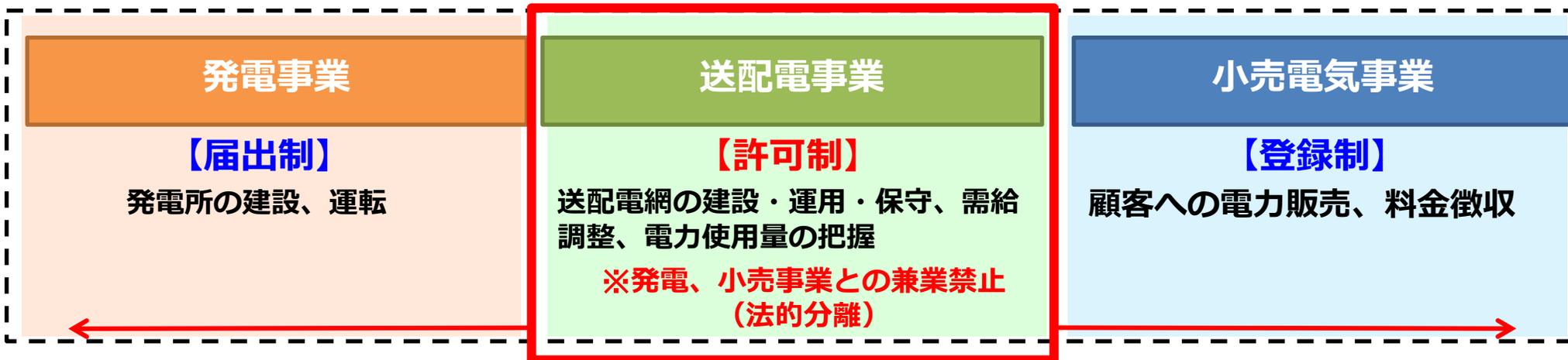
一般送配電事業者の  
託送料金平均単価 (円/kWh) (税抜)

	低圧	高圧	特別高圧
北海道	8.76	4.17	1.85
東北	9.71	4.50	1.98
東京	8.57	3.77	1.98
中部	9.01	3.53	1.85
北陸	7.81	3.77	1.83
関西	7.81	4.01	2.02
中国	8.29	3.99	1.62
四国	8.61	4.04	1.79
九州	8.30	3.84	2.09
沖縄	9.93	5.20	3.01

## 論点③ 自由化との関係

- 本年4月の小売全面自由化にあわせて電気事業の類型が見直され、発電、送配電、小売の3つに事業類型が分かれ、送配電事業のみ、許可制となった（料金は認可制）。
- 送配電網の利用料たる託送料金は、全ての小売事業者が同様に負担する競争中立的なものである。したがって、仮に託送料金に発電費用の一部が含まれていた場合であっても、需要家による小売事業者の自由な選択を妨げることはないのではないか。
- なお、国内においては、2000年の部分自由化に先立ち、公益的課題への対応については全需要家が等しく負担することが原則とされているほか、海外においても、自由化に際して発電費用の一部を送配電料金の仕組みを利用して回収している例が少なくない。

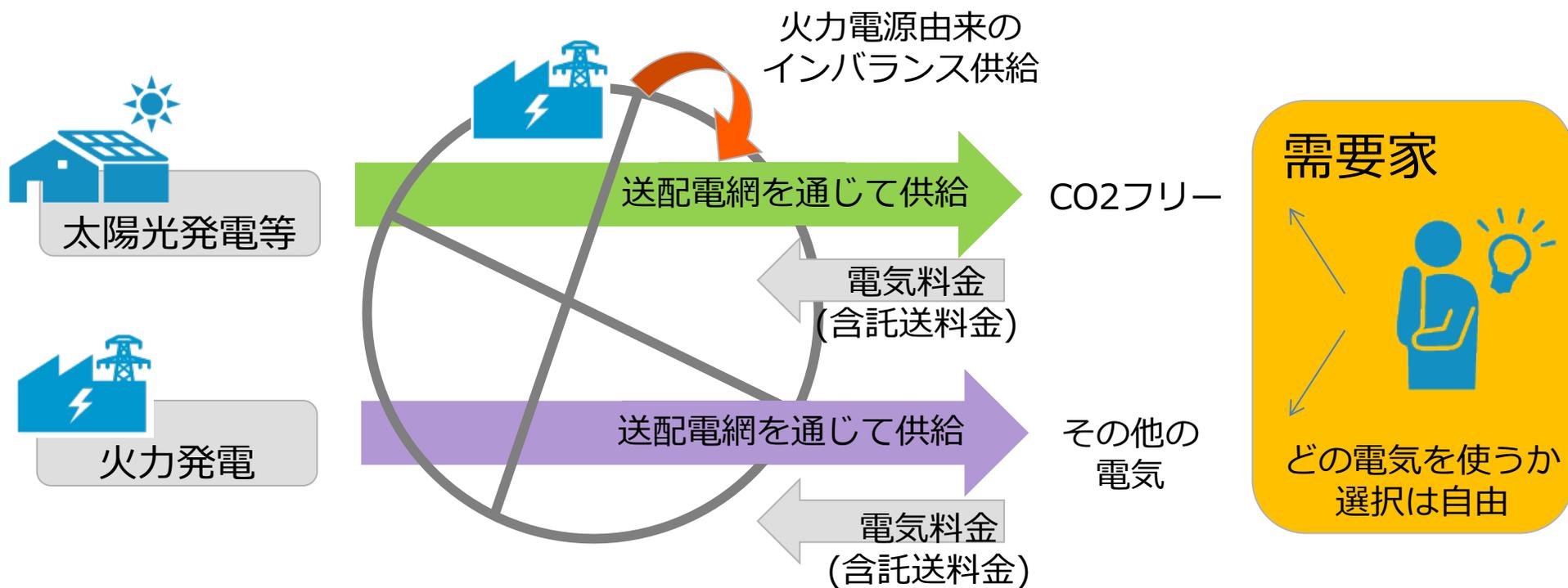
### <小売全面自由化後の電気事業の類型>



※2020年4月までに**発電・小売から独立（発送電分離）**

## (参考) 託送料金の内訳と需要家の電源選択について

- 一般送配電事業者は、電力の安定供給のため、特定の電源を用いて瞬時瞬時の需給の差を調整している（インバランス供給）。
- 自由化の下で、需要家は、送配電事業者がインバランス供給に用いる電源（主に火力電源由来）とは無関係に、CO2フリー等の特定の料金メニュー（電源）を選択できる。
- 同様に、送配電網の利用料（託送料金）に含まれる費用の内訳により、需要家の電源選択が妨げられることはない。



## (参考) 公益的課題への対応に必要な費用の負担方法

- 2000年の部分自由化の開始に先立ち、競争導入による効率化の追求と、公益的課題との両立が議論され、この成果を享受する主体である需要家が公平に負担を負うことを原則として位置づけている。

### 1999年1月21日 電気事業審議会 基本政策部会報告（抜粋）

#### 第一章 1. 今後とも維持すべき価値としての公益的課題

(前略) この体制の下で、未点灯地域が解消し、ユニバーサルサービスが達成され、地域間料金格差も解消された。また、停電時間も減少し、電圧・周波数も安定するなど、世界的にも希にみる高品質の電力供給を実現するに至った。さらに、堅調な需要増に対応するために、電力会社は、発送電一貫体制の下で、送配電設備の形成を行うとともに、原子力開発を始めとする長期的な投資を行うなど、我が国のエネルギーセキュリティや環境保全を始めとするエネルギー政策の一翼を担うに至った。

このようにして達成された高度な公益的成果は、我が国電気事業における国民的な財産とも言うべきものであり、今後ともこれを維持することが重要である。したがって、今回の制度設計に当たっても、効率化とこのような公益的課題とが両立することを前提に行うことが求められる。

#### 第二章 第一節 4. 公益的課題との両立の方策について

第四の論点は、「公益的課題との両立の在り方」についてである。今回の部分自由化により新たに電力会社以外の供給者の参入が可能となるが、こうした場合においても供給信頼度や望ましい電源構成が維持されるための方策を確立する必要がある。

このためには、行政、ネットワークの形成・運用を行う主体としての電力会社、供給事業者及び需要家が適切に役割を分担する必要がある。(中略) さらに、需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、すべての需要家が公平に負うことを原則とする。

# (参考) 使用済燃料の再処理費用 (バックエンド費用)

- 原子力発電に伴い発生する使用済燃料の再処理については、発電時と再処理時に相当のタイムラグがあり、必要となる資金を予め積み立てておくことが世代間及び需要家間の公平性を保つために重要であることから、2005年に積立制度 (※ 1) を創設。その費用は発電費用として原価計上し、小売料金を通じて原子力事業者が回収してきている。
- 一方、積立制度創設前の発電分 (※ 2) については、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者を含む原子力事業者の需要家のみならず、託送制度を通じて新電力の需要家からも回収することとされた。

※ 1 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律  
同法制定以前は、一部費用のみ使用済核燃料再処理引当金として料金回収し、内部積立てを行っていた。なお、先の通常国会で成立した再処理等拠出金法の施行に伴い、本年10月より拠出金制度に移行している。

※ 2 制度創設前には合理的な見積もりができず、料金原価に含まれなかった費用。

(単位: 円/kWh)

原子力への依存度は電力会社ごとに差があり、バックエンド過去分の費用も電力会社によってkWhごとの単価が異なっている。

【参考】総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告  
「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」(2004年8月) (一部抜粋)

第5章バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について

### 3. 既発電分についての取扱い

(中略) その積立費用を誰が負担すべきかについては、いくつかの考え方があるが、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に特定規模電気事業者から供給を受けることとなった需要家も含めた形で、電気料金として回収することが妥当である。具体的には託送の仕組みを使い、特定規模電気事業者は、回収代行という形で、自らの需要家から、既発電分にかかるバックエンド費用を回収し、一般電気事業者に支払うこととするとともに、一般電気事業者は、自らの需要家からも、既発電分にかかるバックエンド費用を回収することが妥当である。

一般送配電事業者	B E 過去分相当額	託送料金平均単価
北海道	0.05	9.46
東北	0.06	10.49
東京	0.112	9.26
中部	0.08	9.73
北陸	0.06	8.43
関西	0.16	8.43
中国	0.06	8.95
四国	0.13	9.3
九州	0.1	8.96

## (参考) 送配電業務以外の費用の託送回収 (ストランデッドコスト等)

- 地域独占・総括原価方式から電力自由化に移行する際、従来は、規制料金を通じて全ての需要家から回収することが前提とされていた費用について、競争環境の下で回収することが不可能となる費用 (ストランデッドコスト) が発生する。
- このため、1990年代から自由化を進めてきた欧米においても、自由化後の公平な競争条件を確保する観点から、発電費用の一部について全需要家からの回収を認めている例は少なくない。

<欧米において全需要家から回収が認められた費用の例>

### アメリカ (ペンシルベニア州)

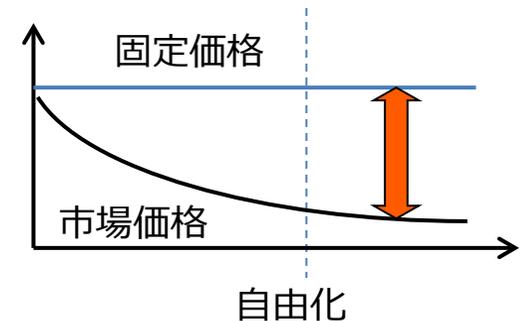
- ・規制料金で回収予定だった発電所の固定費等
- ・自由化以前に結んだ固定買電契約と自由化以降の市場価格の差額

### スペイン

- ・規制料金で回収予定だった発電所の固定費等 ※発電所除去費用を含む
- ・国内産石炭の優先施策による固定買取り契約価格と、自由化以降の市場価格との差額

### イタリア

- ・規制料金で回収予定だった発電所の建設費用等
- ・自由化以前に結んだ固定買電契約と自由化以降の市場価格との差額



※ストランデッドコストの対象は各国によって異なるが、主に既に建設した発電所の固定費や除却費用、長期買電契約・長期燃料購入契約等が該当する。

## (参考) 送配電業務以外の費用の託送回収 (その他の費用等)

- 諸外国においては、スタンデッドコストに限らず、送配電業務以外の費用を託送料金の枠組で回収する事例が少なくない。

欧州においては、35カ国中20カ国（2015年時点）において、託送業務に直接関係のない費用が託送料金の仕組みを活用して回収されている。

再生可能エネルギー支援施策経費、その他のエネルギー関連支援施策経費、国内規制機関の運営資金等について、いずれも国または地域の政策方針に基づき、制度的に回収が担保された状態で実施されている。

### ○具体的事例

国名	内容
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"><li>・再生可能エネルギーの固定価格買取に係る資金を、託送料金制度を活用して回収。</li><li>・コージェネ電源の導入に伴う費用を、特別高圧の託送料金に計上。</li></ul>
フランス	電力業界の年金制度改革に伴い、託送料金の一定率を上積みして回収し、年金原資に充当。
イギリス	地理的条件から配電費用の高い特定の地域（スコットランド北部）の配電料低減を目的に、全小売事業者から送電事業者が回収した資金を元に、配電事業者に助成金を付与。

出所：ENTSO-E報告 “ENTSO-E Overview of Transmission Tariffs in Europe: Synthesis 2016”